

高齢者支援センターのネットワーク機能の強化

1 現状と課題の整理

(1) 地域包括支援センターの設置状況

市では、介護保険法115条の46に基づき、市内に13の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、介護保険法に定められた4つの業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント）を行っています。

地域包括支援センターのうち12箇所は、それぞれ個別の地域を担当し、住民や関係機関の一義的な窓口として、地域に密着した業務を行っています。市では、これら12の地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼んでいます。

2020年4月1日には、13箇所目の地域包括支援センターとして、「在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター」が開設しました。市ではこのセンターを「医療と介護の連携支援センター」と呼んでいます。医療と介護の連携支援センターは、特定の地域を担当せず、市全体の在宅医療・介護連携の推進に向けて、高齢者支援センターの後方支援や、医療職・介護職からの相談対応等を行っています。

(2) 現行計画の進捗状況

現行の町田市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画では、それぞれ基本施策又は取組の柱として「高齢者支援センター機能の充実」を掲げ、以下の取組を実施しました。

①町田市高齢者福祉計画における取組

a. 身近な相談体制の強化

身近な場所で専門的な相談ができるようにすることを目指し、高齢者支援センターの周知や関係機関との連携促進等を進めました。

これにより、高齢者支援センターの相談件数は、計画策定時（2011年度）の約47,000件から、2019年度は約83,000件と約1.8倍になっています。

また、昨年度実施した市民ニーズ調査では、高齢者支援センターの認知度は、要介護1～5の方で65.7%、要介護1～5を除く高齢者では76%であり、市民に身近な相談窓口として、一定程度認知されてきていることが分かります。

②第7期介護保険事業計画における取組

a. 高齢者支援センターの事業評価の充実

高齢者支援センターのより効果的・効率的な運営を目指し、高齢者支援センターの事業評価を年度ごとに実施しました。

評価の実施にあたっては、公平性や客観性を高めるため、高齢者支援センターの自己評価に加え、学識経験者や医師、介護サービス事業所の代表、市民からなる「町田市地域包括支援センター運営協議会」（以下、「運営協議会」という）の委員によるヒアリングを組み合わせています。

また、最終的な評価結果は運営協議会に附議し、成果の共有や次年度の事業運営に活用しました。

なお、2020年度からは、高齢者支援センターの利用者や居宅介護支援事業所に対するアンケート調査を実施し、その結果を事業評価に活用する等、業務の量だけでなく質の向上に資するよう、評価の方法を見直しました。

b. 地域ケア会議の役割の明確化及び内容の充実

高齢者支援センターでは、高齢者が抱える個別の課題や、地域に共通した課題の解決を目的に、高齢者支援センターと近隣住民や町内会・自治会、専門機関等、多様な関係者が集まり、「地域ケア会議」を開催しています。

第7期介護保険事業計画では、高齢者支援センターの機能の充実に向けた取組のひとつに「地域ケア会議の役割の明確化及び内容の充実」を位置づけ、会議の実施方法を明確にした「町田市地域ケア会議運営ガイドライン」に沿って会議運営を進めました。

2019年度はこのガイドラインに沿って、265回の地域ケア会議が開催されました。



(3) 課題

①多様化・複雑化した課題への対応

近年、例えば「8050問題(※)」や介護と育児のダブルケア等、一つの世帯に複数の課題が存在している状態が増加しているといわれています。昨年度実施した市民ニーズ調査において、要介護1～5の方と特養待機者のうち、抱えている困り事の数が2つ以上あると回答した方は全体の20.5%でした。

また、独居高齢者の孤立や、いわゆる「ゴミ屋敷」問題等、高齢者支援センターに寄せられる相談は多岐に渡り、その多くが高齢者本人の課題にとどまらず、家族や地域との関係性等、複雑な背景を有しています。

このように多様化・複雑化した課題は、高齢者分野の関係機関だけでは解決が難しいケースが多く、多分野が協力して対応する必要があります。

②地域ケア会議の内容の更なる充実

現行計画では、ガイドラインに沿った会議運営を進めることで、会議の役割の明確化や会議運営の質の向上を進めてきました。これにより、円滑に会議運営がされ、参加者同士の顔の見える関係づくりや課題の発見につながりました。今後、個人や地域の課題の解決を図るという地域ケア会議の目的を達成するためには、会議を適切に運営するだけでなく、課題解決に向けた話し合いがより有効なものとなるよう、議論の内容を充実させる必要があります。

※8050問題・・・高齢の親と同居する50歳以上の子どもの組み合わせによる生活問題

(4) 国・都などの動向

①地域包括支援センターと他機関との連携

2018年5月10日付の厚労省通知「『地域包括支援センターの設置運営について』の一部改正について」において、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援や対応を行うため、地域包括支援センターは他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題の把握に努めながら相談支援にあたることが望ましいとされました。

2 今後の方向性

(1) 施策の方針

高齢者が抱える個別の課題や地域に共通した課題の解決に向けて、高齢者に関する相談対応・支援や地域ケア会議の開催といった地域包括支援センターのネットワーク機能を強化します。

(2) 主な取組

①高齢者支援センターと関係機関との連携強化

いわゆる8050問題やダブルケア等、高齢者分野だけでは解決が難しい課題について、高齢者支援センターと医療や障がい、子どもといった多分野の関係機関とが協力して対応し、課題解決を支援します。

②地域ケア会議による課題解決機能の強化

高齢者の個別の課題や地域に共通した課題の解決に有効なものとなるよう、引き続き、「町田市地域ケア推進会議運営ガイドライン」に沿って地域ケア会議を運営します。その際、必要に応じて、医療と介護の連携支援センターや町田市社会福祉協議会等、関係機関が客観的な視点で会議の内容を確認し、会議の有効性を高めます。

また、会議で得た結果を地域に活かせるよう、会議開催後に内容の評価を行います。

指標：地域ケア会議の参加者アンケートで「地域課題の解決に向けて効果的な話し合いができた」と回答した方の割合

2021年度	2022年度	2023年度
70%	75%	80%